

## 蒲郡市公告第 95 号

入札後資格確認型一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 7 月 29 日

蒲郡市長 鈴木 寿 明

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

都市公園における公園施設（自動販売機）の設置許可

#### (2) 許可物件

| 許可物件番号 | 施設名           | 所在地                     | 許可面積（上限）               | 区分 | 最低入札価格  | 備 考              |
|--------|---------------|-------------------------|------------------------|----|---------|------------------|
| 公 1    | 寺戸公園<br>（西）   | 蒲郡市三谷町<br>東三丁目 42<br>番外 | 幅 2000mm×<br>奥行 1000mm | 土地 | 4,800 円 | 電力使用計量機器<br>の設置要 |
| 公 2    | 向山公園<br>（西入口） | 蒲郡市三谷北<br>通三丁目 246<br>番 | 幅 2000mm×<br>奥行 1000mm | 土地 | 4,800 円 |                  |
| 公 3    | とよおか湖公園       | 蒲郡市豊岡町<br>曲り田 244       | 幅 2000mm×<br>奥行 1000mm | 土地 | 4,800 円 |                  |

ア 許可面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。

イ 許可物件番号「公 1」から「公 3」のすべてには現在、許可期間が令和 8 年 9 月 30 日までの自動販売機が設置されているため、既存の自動販売機が撤去された後でないと設置できません。

ウ 許可物件番号「公 1」は、既設コンセントからの電気引き込みとなり、市の施設から電気の供給を受けることとなります。

#### (3) 許可期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

### 2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができ

ます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に掲げられた者でないこと。
- (2) 過去2年間に於いて、令第167条の4第2項各号の規定に該当したことがない者であること。
- (3) 愛知県内に於いて、法人に於ては本店、支店又は営業所を有し、個人に於ては事業を営んでいること。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、蒲郡市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務に於いて、自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 蒲郡市に対し納税義務がある者に於ては、市税等を滞納している者でないこと。

### 3 許可の条件等を示す場所

蒲郡市都市開発部都市計画課

### 4 入札の日時及び場所

- (1) 日時  
令和8年8月18日（火）午後1時30分
- (2) 場所  
蒲郡市役所 新館3階 302会議室

### 5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、下記6(2)の提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

### 6 その他

- (1) 落札者の決定方法  
開札の結果、最低入札価格（年額）以上で最高価格（年額）の入札を行った者

を落札候補者とし、後日資格審査を行った上で決定する。なお、落札者となる同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

(2) 入札参加資格の確認

落札候補者となった者は、蒲郡市が指定する期日までに次の提出書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

＜法人の場合＞…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

＜個人の場合＞…住民票の写し

ウ 蒲郡市税等の未納がないことの証明書 ※該当者のみ

＜法人の場合＞…蒲郡市内に本店、支店又は営業所がある者

＜個人の場合＞…蒲郡市内に在住している者

エ 入札公告の日から過去2年以内に、自らが管理・運営する清涼飲料水等の自動販売機を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は、行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市との都市公園施設設置許可書や賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写し。）

(3) 都市公園施設設置許可申請書の提出

落札者は、蒲郡市都市公園規則（昭和46年蒲郡市規則第3号）第3条の申請書を提出し、許可を受けるものとする。

(4) その他

その他詳細は、入札説明書による。